



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2018年4月7日

日米4資産スマートバランス

愛称：きんとう君

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>

電話番号：0120-69-5432

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

株式会社りそな銀行

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、株価指数先物取引、債券先物取引)))	年1回	北米・日本	ファミリー ファンド	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1986年2月25日
資本金	1,550百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	740,519百万円

(2018年1月末現在)

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「日米4資産スマートバランス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年4月6日に関東財務局長に提出し、平成30年4月7日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

主として米国と日本の株価指数先物取引および債券先物取引、先進国の公社債等への投資を通じて、信託財産の着実な成長を図ることを目的とします。

● ファンドの特色

1

主として、米国と日本の株式、債券に分散投資し、特定の市場動向に左右されない、信託財産の着実な成長を目指します。

- 実際の投資にあたっては、日米の株価指数先物取引および債券先物取引を活用します。

	株式	債券
米国	S&P500株価指数先物取引 [※]	米国債10年先物取引
日本	TOPIX先物取引	日本国債10年先物取引

※1/5の単位で取引できる、EミニS & P 500株価指数先物取引を活用する場合があります。
・取引対象は今後変更になる可能性があります。

- 先物取引以外の部分については、主として先進国の国債に投資を行います。

- 中長期的に推定されるリスク水準は標準偏差4.0%(年率)程度[※]です。

標準偏差：投資における代表的なリスク尺度です。リターンのはらつき具合を示す統計値であり、標準偏差の値が大きい程リターンのはらつきが大きくなります。

※上記数値は運用成果を保証するものではありません。また、将来変更される可能性があります。

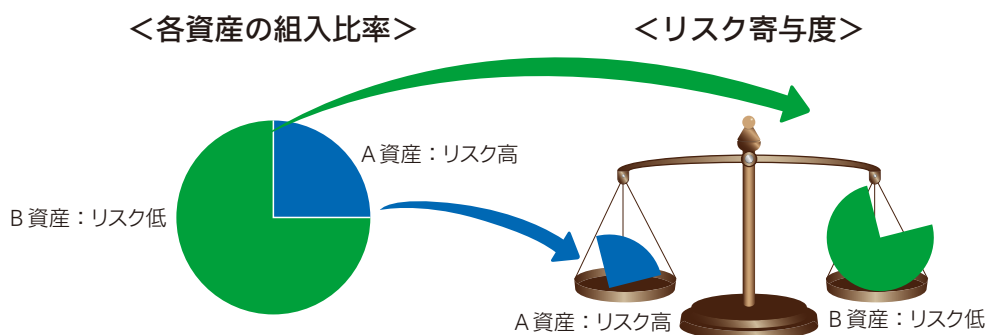
- ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファンドの目的・特色

2

「リスク・パリティ運用」を活用します。

- 株式、債券の値動きがファンド全体に与える影響(リスク寄与度)を、概ね<均等>とするように、各資産の組入比率を決定します。
 - ・ 組入比率の見直しは、原則、月次で行います。
- 組入資産の配分を均等とする資産配分固定型のファンドに比べて、リスクの低減が期待できます。



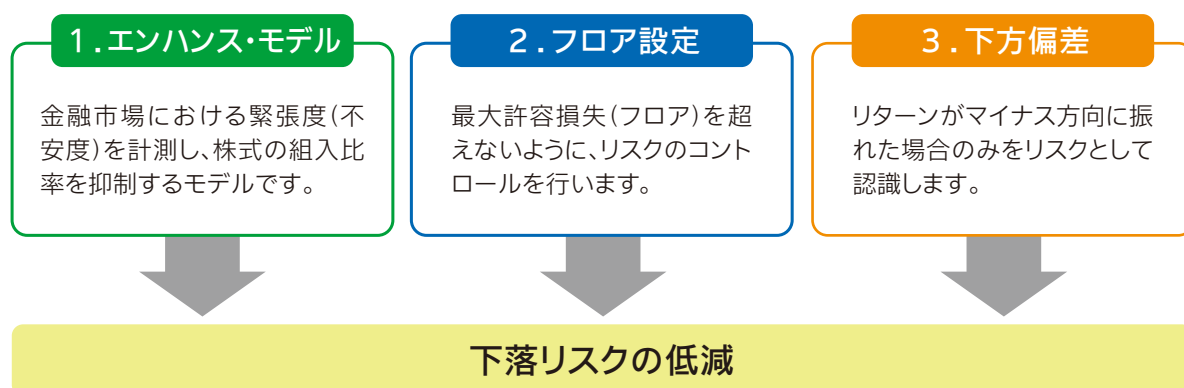
※上記はイメージ図であり、実際の運用状況を表したものではありません。

3

当ファンドでは「リスク・パリティ運用」に<独自の3つの仕組み>を追加することにより、下落リスクに強く、安定した運用成果を目指します。

- リスク・パリティ運用は、リスク・コントロールに優れた運用手法ですが、時期によっては下落リスクを的確に把握できず、運用収益が大きく減少する可能性があります。
そのため、当ファンドでは、<独自の3つの仕組み>を加えて、より安定した運用を目指します。

当ファンドの<独自の3つの仕組み>



ファンドの目的・特色

1. エンハンス・モデル

- 日本・米国それぞれの金融市場における緊張度(不安度)を計測します。緊張度(不安度)が高まると、一般的には株価が下落する可能性が高まりますので、株式先物取引の買建額を減少することで株式の組入比率を引き下げます。
※組入比率を引き下げた状態で、株価が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。
なお、この期間中は、リスク・パリティ運用にはなりません。緊張度(不安度)が解消されたと判断した場合は、通常のリスク・パリティ運用を再開します。

2. フロア設定

- ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
- 当ファンドでは、月次で最大許容損失(フロア)の設定を行い、月次リターンが最大許容損失(フロア)を超えないように、月中にリスクのコントロールを行います。
 - ・リスクのコントロールは、先物取引の買建額を減少させることにより行います。
※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。

3. 下方偏差

- リスクの計測には、一般的に標準偏差を用いますが、当ファンドでは「下方偏差」を用います。
- 標準偏差では、リターンがマイナス方向に振れた場合だけでなく、プラス方向に振れた場合もリスクとして捉えるのに対し、当ファンドの「下方偏差」では、リターンがマイナス方向に振れた場合のみをリスクとして認識します。



実質組入外貨建て資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行います。

ファンドの目的・特色

5

年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 決算日は原則1月8日。休業日の場合は翌営業日とします。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 必ず分配を行うものではありません。

・当ファンドは、レバレッジを利用して投資対象資産(日米の株式、債券)に対して2倍の値動きを目指して運用を行う「日米4資産スマートバランス マザーファンド」、およびわが国の残存期間の短い公社債や短期有価証券等に投資を行う「マネーパールマザーファンド」に概ね50:50の比率で投資します。

・したがって、当ファンドは、レバレッジが概ね1倍となり、実質的に日米の株式、債券と同程度の値動きを目指して運用を行います。

※「日米4資産スマートバランス マザーファンド」の実際の投資にあたっては、日米の株価指数先物取引および債券先物取引を活用し、原則として、買建額の時価総額の合計が当マザーファンドの純資産総額の2倍程度になるよう調整します。

※資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

レバレッジとは…

レバレッジとは「てこ」を意味します。

小さな力で大きなものを動かす「てこ」の作用になぞらえ、少額の投資資金で、投資資金を上回る金額分の取引を行うことをいいます。

例えば先物取引等において、当初の投資金額に対して数倍の取引を行うことで、対象とする商品の価格変動に対して、大きな投資効果が期待できます。ただし、その反面、通常の投資よりも大きな損失が発生することがあります。

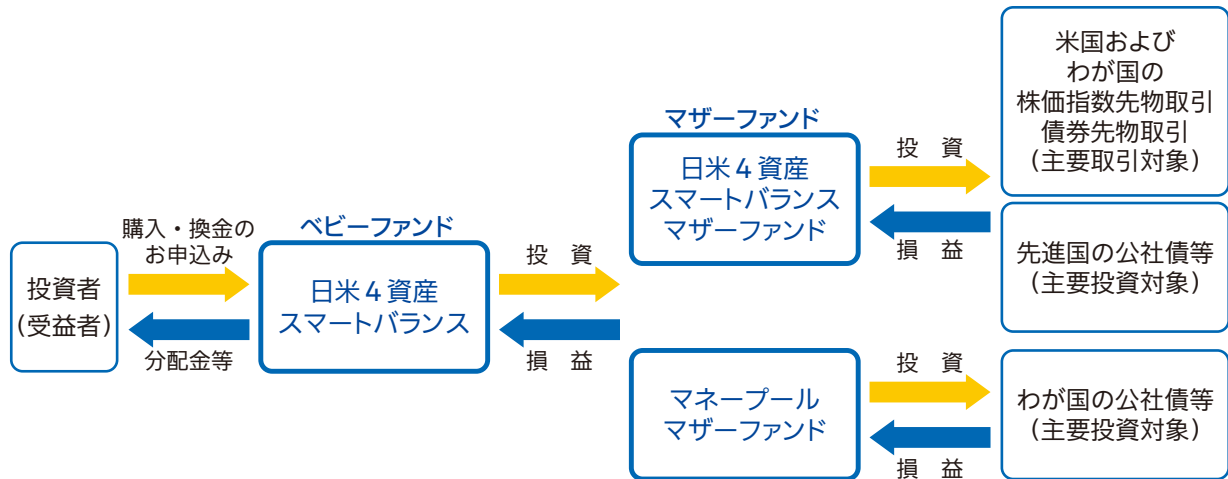


ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（当ファンド）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時（原則として1月8日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

決算期におけるファンドの運用成果※をもとに、分配を行うことを目指すファンドです。

※運用成果には、インカム収入とキャピタルゲイン・ロスの両方を考慮します。

インカム収入とは債券の利子収入等、キャピタルゲイン・ロスとは値上がり益・値下がり損をいいます。

・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。

投資リスク

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様^にに帰属いたします。したがって、投資者の皆様^のの投資元本は保証されているものではなく、基準価額^のの下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	当ファンドの主要取引対象である株価指数先物取引および債券先物取引の価格は、先物市場の需給により変動します。 株価指数先物取引は国内外の政治・経済情勢、市況等、対象となる指数を構成する株式の価格の影響を受けます。債券先物取引は、金利の変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。先物の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	有価証券等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 為替変動リスク	当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。 また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- レバレッジ取引について
主要投資対象の1つである「日米4資産スマートバランス マザーファンド」において、株価指数先物取引および債券先物取引の買建額が、原則として当マザーファンドの純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。
したがって、株式や債券市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。
なお、当ファンドでは、「日米4資産スマートバランス マザーファンド」と「マネープールマザーファンド」に概ね50:50の比率で投資しますので、レバレッジ1倍といえます。

リスクの管理体制

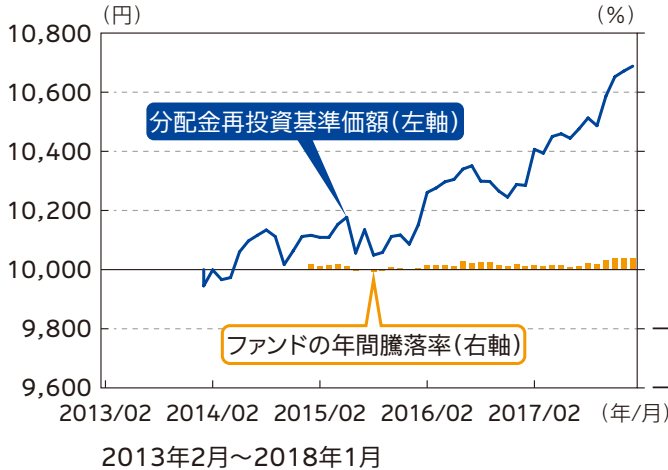
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

投資リスク

参考情報

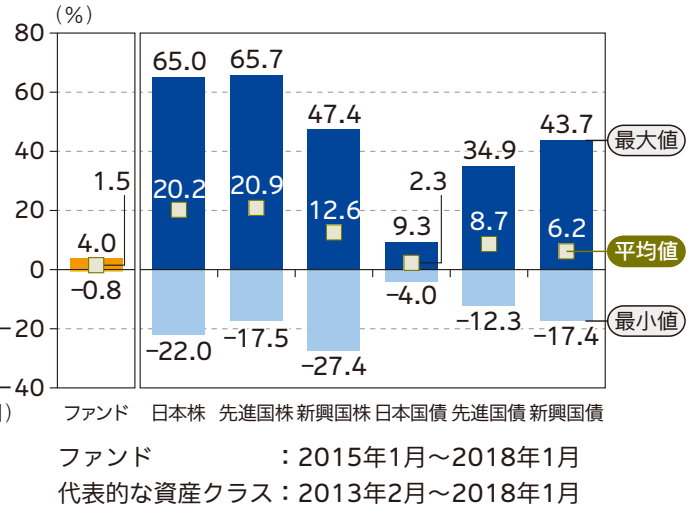
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご注意ください。



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年のグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

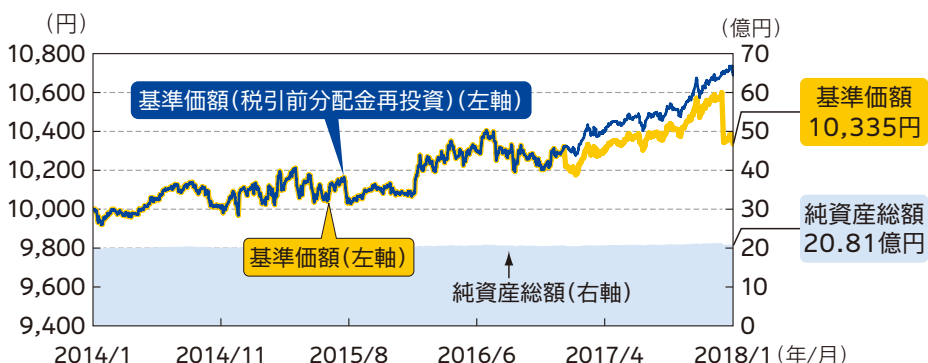
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。
新興国債	J PモルガンGBIEM グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J. P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

基準日:2018年1月31日

基準価額・純資産の推移 2014/01/16~2018/01/31



- 基準価額 (税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

2015年01月	0円
2016年01月	0円
2017年01月	100円
2018年01月	250円
—	—
設定来累計	350円

- 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

● 日米4資産スマートバランス

資産別構成

資産の種類	純資産比
日米4資産スマートバランス マザーファンド	49.60%
マネープールマザーファンド	49.37%
コール・ローン等	1.03%
合計	100.00%

● 日米4資産スマートバランスマザーファンド

資産別構成

資産の種類	純資産比
公社債	7.0%
コール・ローン等	93.0%
合計	100.0%
国内株式 先物	12.4%
米国株式 先物	28.8%
国内債券 先物	121.4%
米国債券 先物	33.7%

組入上位銘柄 (現物)

銘柄名	通貨	資産	純資産比
1 361 2年国債	円	国内債券	7.0%
組入銘柄数			1銘柄

組入上位銘柄 (先物)

銘柄名	通貨	資産	純資産比
1 長国 先 3003月	円	国内債券先物	121.4%
2 10-Year US Treasury Note	アメリカ・ドル	米国債券先物	33.7%
3 E-mini S&P 500 Futures	アメリカ・ドル	米国株式先物	28.8%
4 TOPIX 先物 3003月	円	国内株式先物	12.4%
組入銘柄数			4銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

運用実績

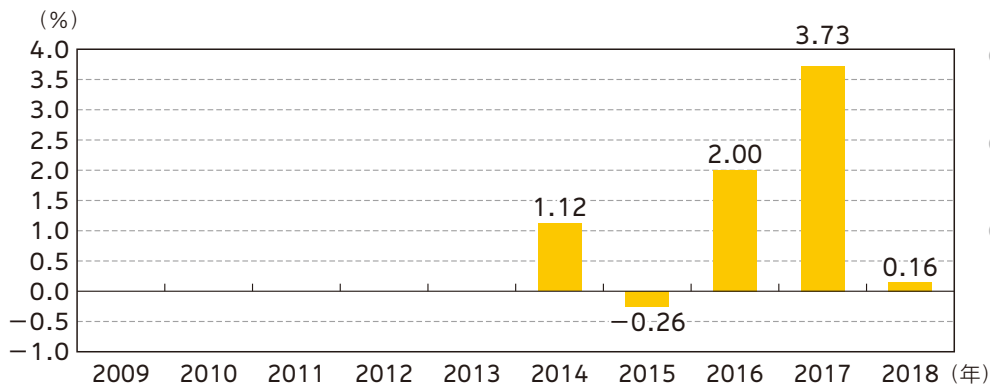
● マネープールマザーファンド

資産別構成		種類別構成	
資産の種類	純資産比	種類	純資産比
公社債	72.53%	社債券	72.5%
コール・ローン等	27.47%	コール・ローン等	27.5%
合計	100.00%	合計	100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	43 ソフトバンクグループ	社債券	2018/06/20	7.3%
2	5-1 住友生命第5	社債券	2018/08/08	7.3%
3	64 アコム	社債券	2018/09/05	7.3%
4	1 明治安田2013基	社債券	2018/08/08	7.3%
5	29 ソニー	社債券	2018/06/19	7.3%
6	13 大和証券G本社	社債券	2018/05/31	7.3%
7	34 日本郵船	社債券	2018/06/18	7.3%
8	13 武田薬品	社債券	2018/03/22	7.2%
9	39 野村ホールディング	社債券	2018/02/26	7.2%
10	70 伊藤忠商事	社債券	2018/03/15	7.2%
組入銘柄数			10銘柄	

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ファンドの年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資）を使用して計算しています。
- 2014年は設定日（1月16日）から年末、2018年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	平成30年4月7日から平成31年4月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成36年1月5日まで(設定日 平成26年1月16日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、1月8日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

手続・手数料等

信託金の限度額	3,000億円
公 告	委託会社のホームページ(http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.24%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.702%(税抜0.65%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額× 信託報酬率
	委託会社 年率 0.30%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率 0.30%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率 0.05%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.004752%(税抜0.0044%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は平成30年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。